

産業財産総局（G D I P） （アルバニア） （指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 A L . I
委 任 状		附属書 A L . II

略語のリスト

国内官庁： 産業財産総局（G D I P）（アルバニア）
A P L： 2008年7月7日のアルバニア産業財産法No. 9947,
2017年2月16日の法律No. 17/2017によって改正

指定（又は選択）官庁 AL	産業財産総局（GDIP） （アルバニア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 AL
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	ALL 7,000	
要求される国際出願の翻訳文の言語	アルバニア語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ） PCT第39条(1)に基づく場合：請求の範囲（補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：アルバニア・レク（ALL） 特許： 出願手数料 ALL 7,000 実用新案： 出願手数料 ALL 6,000	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	出願人がアルバニアに居住していない場合又はアルバニアの法律に基づいて設立された法人でない場合には、代理人の選任 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ³ 発明者以外の者が特許出願する場合、出願には発明について出願人の権利を表示した宣言書を含む ³ 出願する権利の移転又は譲渡に関する書類 ³	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

AL. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

APL Art. 18(2)
PCT Rule 51bis1(e)

AL. 02 優先権書類の翻訳文

国内官庁は、優先権主張の有効性に関して疑義があり、優先権書類がアルバニア語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語又はスペイン語によるものでない場合に限り、優先権書類のアルバニア語による翻訳文を提出するよう出願人に求める。

AL. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AL. I に概説されている。

APL Art. 195

AL. 04 委任状

委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書AL. II に示されている。

APL Art. 28

AL. 05 審査

国内官庁は、国内特許出願について実体審査を行わない。付与特許を法的に有効とするために、出願人は国内段階移行日から10年以内に、権限のある審査機関が作成した審査報告を提出しなければならない。

PCT Art. 28
41

AL. 06 出願の補正及びその時期

出願人は特許付与前であれば、出願時の主題の範囲を拡張しないことを条件として、自発的に出願の補正及び補充を行う権利を有する。

APL Art. 41

AL. 07 年金

出願の維持は、特許付与日後の1年目から、ただしP C T第22条又は第39条(1)に基づく期間が遅く満了する場合にはその時点から、国際出願日の各年の応当日を支払期日とする年金の支払を条件とする。期間内に年金を支払わなかった場合であっても、追加手数料を支払うことによって、支払期日経過後6箇月以内に支払うことができる（附属書AL. I を参照）。この期間は更新期日延期の追加手数料を支払うことによって2箇月延長することができる。更新手数料が期間内に支払われなかった場合、国内官庁は6箇月の支払期間終了から2箇月以内に、6箇月の期間を更に2箇月延期可能である旨を出願人に通知する。通知はアルバニア国内のあて名に限定される。

APL Art. 91

AL. 08 特許出願の実用新案への変更

特許出願は、特許付与前であればいつでも、出願人の書面による請求によって実用新案出願に変更することができる。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
APL Art. 28(3)
193

AL. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、決定から3箇月内に手数料を支払い、その決定に対する審判を審判部に請求することができる。審判部の決定に対しては、30日以内にアルバニア裁判所に上訴することができる。

APL Art. 34

AL. 10 国内官庁が定めた期間を出願人が遵守せず、その結果として特許出願又は特許によって与えられる権利を失う場合には、手続続行を請求することができる。国内官庁は、所定の期間内に出願人が請求を行い、遵守されなかったすべての行為を遂行した場合、手続続行を認める。手続続行は、優先期間を遵守しなかった場合には請求することができない。

APL Art.	35	AL. 11 出願人が状況により必要とされる相当な注意をすべて払ったにもかかわらず、国内官庁に対する期間を遵守することができず、その結果として出願人の権利を失う場合には、権利回復を請求することができる。請求が認められた場合には、期間を遵守しなかったことによる法的帰結が生じなかったものとみなされる。
PCT Art.	24(2) 48(2)	AL. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が国際段階に関するいずれかの行為をするための期間を遵守しなかった場合には、出願人が請求を行い、それが正当であれば、国内官庁は期間を延長することができる。
PCT Rule	82bis	

手 数 料

(通貨：アルバニア・レク)

特 許

出願手数料	7, 000
付与手数料	6, 000
年 金	
－第2年分	5, 000
－第3年分	6, 000
－第4年分	8, 000
－第5年分	10, 000
－第6年分	12, 000
－第7年分	14, 000
－第8年分	18, 000
－第9年分	20, 000
－第10年分	25, 000
－第11年分	27, 000
－第12年分	30, 000
－第13年分	35, 000
－第14年分	40, 000
－第15年分	45, 000
－第16年分	50, 000
－第17年分	55, 000
－第18年分	60, 000
－第19年分	65, 000
－第20年分	70, 000

年金の遅延支払手数料：

－期間経過後 6 箇月以内	適用年金の50%
－6 箇月の期日経過後 2 箇月以内	適用年金の100%
権利回復手数料	7, 000
優先権回復手数料	7, 000

実用新案

出願手数料	6, 000
付与手数料	6, 000

手数料の支払方法

手数料はすべてアルバニア・レク建で、現金、為替又は小切手によって支払わなければならない。すべての手数料の支払には出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。為替又は小切手による支払はBanka Kombetare Tregtareの国内官庁口座に行わなければならない。

受取人名：Drejtoria e Përgjithshme e Pronësisë Industriale

銀行名：Banka Kombetare Tregtare

銀行口座番号：515003225CLPBCLALLZQ

銀行あて名：Shkolla Baletit, Tirana, Albania

BIC/SWIFTコード：NCBAALTXXXX

様 式（附属書A L. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 A L. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_al.pdf